

令和5年度答申第32号
令和5年9月29日

諮問番号 令和5年度諮問第31号（令和5年8月30日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分等に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可並びに産業廃棄物処理施設の設置許可を受けて産業廃棄物の収集、運搬及び処分の業務を営んでいた審査請求人Xに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）16条の2第3号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）14条各号に規定する焼却禁止の例外に該当しない方法により産業廃棄物を焼却したとして、廃棄物処理法14条の3の2第1項5号の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を取り消す処分をするとともに、廃棄物処理法15条の3第1項2号の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消す処分をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 廃棄物の定義

ア 廃棄物処理法 2 条 1 項は、この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいうと規定している。

イ 廃棄物処理法 2 条 4 項は、この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいうと規定し、同項 1 号には、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」が掲げられている。

上記の「政令で定める廃棄物」については、廃棄物処理法施行令 2 条が次のとおりとすると規定し、同条 2 号には、「木くず」が掲げられている。

(2) 事業者による産業廃棄物の処理

廃棄物処理法 1 2 条 1 項は、事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならないと規定している。

(3) 産業廃棄物処理業

ア 産業廃棄物収集運搬業の許可

(ア) 廃棄物処理法 1 4 条 1 項は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定している。

(イ) 廃棄物処理法 1 4 条 2 項は、前項の許可は、5 年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定している。

上記の「政令で定める期間」については、廃棄物処理法施行令 6 条の 9 が、新たに許可を受けた者であるか又は許可の更新を受けた者であるかなどの区分により、「5 年」又は「7 年」とすると規定している。

イ 産業廃棄物処分業の許可

(ア) 廃棄物処理法 1 4 条 6 項は、産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定している。

(イ) 廃棄物処理法 1 4 条 7 項は、前項の許可は、5 年を下らない期間であ

って当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定している。

上記の「政令で定める期間」については、廃棄物処理法施行令6条の11が、新たに許可を受けた者であるか又は許可の更新を受けた者であるかなどの区分により、「5年」又は「7年」とすると規定している。

ウ 産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の処理

廃棄物処理法14条12項は、同条1項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は同条6項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならないと規定している。

(4) 産業廃棄物収集運搬業の許可又は産業廃棄物処分業の許可の取消し

廃棄物処理法14条の3の2第1項は、都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が同項各号のいずれかに該当するとき、その許可を取り消さなければならないと規定し、同項5号には、「前条第1号に該当し情状が特に重いとき」が掲げられている。

上記の「前条第1号」（注：廃棄物処理法14条の3第1号）には、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が「違反行為をしたとき」が掲げられている（上記の「違反行為」とは、「この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為」をいう（廃棄物処理法7条の3第1号）。以下同じ。）。

(5) 産業廃棄物処理施設

ア 設置許可

廃棄物処理法15条1項は、産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないと規定している。

なお、廃棄物処理法は、産業廃棄物処理施設の設置許可については、許可の有効期間に関する定めを置いていない。

イ 設置許可の取消し

廃棄物処理法15条の3第1項は、都道府県知事は、同項各号のいずれ

かに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消さなければならないと規定し、同項2号には、「前条第3号に該当し情状が特に重いとき」が掲げられている。

上記の「前条第3号」（注：廃棄物処理法15条の2の7第3号）には、「産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき」が掲げられている。

(6) 廃棄物の焼却禁止

廃棄物処理法16条の2は、何人も、同条各号に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならないと規定し、同条3号には、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」が掲げられている。

上記の「政令で定めるもの」については、廃棄物処理法施行令14条が次のとおりとすると規定し、同条5号には、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」が掲げられている。

(7) 罰則

廃棄物処理法25条1項は、同項各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定し、同項15号には、「第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者」が掲げられている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、土木建築に関する工事の施工、産業廃棄物の収集、運搬及び処分等を目的としてB地に設立された株式会社であり、処分庁から以下の許可を受けて、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業を行っていた。

ア 産業廃棄物収集運搬業の許可（以下「本件収集運搬業の許可」という。）

(ア) 許可の年月日

平成30年12月10日（直近の許可の更新年月日）

(イ) 許可の有効年月日

平成35年（令和5年）12月9日

(ウ) 事業の範囲

廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び

陶磁器くず、がれき類

イ 産業廃棄物処分業の許可（以下「本件処分業の許可」という。）

(ア) 許可の年月日

平成28年6月17日（直近の許可の更新年月日）

(イ) 許可の有効年月日

平成33年（令和3年）6月16日

(ウ) 事業の範囲

埋立て（がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず）、破碎（がれき類）、選別（がれき類、金属くず）

ウ 産業廃棄物処理施設の設置許可（以下「本件各処理施設の設置許可」という。）

(ア) 安定型最終処分場（廃棄物処理法施行令7条14号ロ）

① 許可の年月日

平成20年3月18日

② 処理する廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

③ 設置場所

C地

(イ) がれき類の破碎施設（廃棄物処理法施行令7条8号の2）

① 許可の年月日

平成26年8月28日

② 処理する廃棄物の種類

がれき類

③ 設置場所

D地

(ウ) がれき類の破碎施設（Eリサイクルセンター）

① 届出年月日

平成13年4月18日

② 処理する廃棄物の種類

がれき類

③ 設置場所

F地

④ みなし許可

この施設は、産業廃棄物処理施設について許可制が導入される前に設置されていた施設であるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第493号）附則2条2項及び3項の規定により、審査請求人が都道府県知事に届出をしたことにより、廃棄物処理法15条1項の許可を受けたものとみなされた。

（履歴事項全部証明書、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証、各産業廃棄物処理施設設置許可証、産業廃棄物処理施設使用者届出書）

(2) 処分庁は、令和2年5月19日、上記(1)のウの(ウ)の処理施設（以下「本件リサイクルセンター」という。）において廃棄物を不法焼却しているとの通報があったことから、翌20日、本件リサイクルセンターに立入検査（以下「本件立入検査」という。）を行ったところ、倉庫の裏で木くずを焼却していることを確認した。

（不法投棄等に係る通報受理票、産業廃棄物排出事業場等立入検査票（検査日：令和2年5月20日））

(3) 処分庁は、令和2年11月5日付けで、審査請求人に対し、廃棄物処理法14条の3の2の規定に基づき、本件収集運搬業の許可及び本件処分業の許可を取り消すとともに、廃棄物処理法15条の3の規定に基づき、本件各処理施設の設置許可を取り消すことを予定しているから、行政手続法（平成5年法律第88号）15条1項の規定に基づき、意見陳述のための聴聞の期日を同月25日に開催するとして、同期日への出頭を依頼した。しかし、審査請求人から期日の変更申請がされて、聴聞の期日は、2度変更され、令和3年1月27日に開催された（なお、同期日において、審査請求人は、同月6日付けの意見書を提出した。）。

（聴聞通知書、各期日変更申請書、各聴聞変更通知書、聴聞調書、聴聞報告書、意見書）

(4) 処分庁は、審査請求人の役員であった者が、本件リサイクルセンターの敷地内において、審査請求人が処分を受託した産業廃棄物であるコンクリートくず等から分別し、保管していた木くずを焼却した（以下この焼却を「本件焼却」という。）が、本件焼却は、廃棄物処理法施行令14条各号

に規定する焼却禁止の例外に該当しない方法によるものであり、廃棄物処理法16条の2に違反するから、廃棄物処理法14条の3の2第1項5号及び15条の3第1項2号に該当するとして、令和3年3月3日付けで、審査請求人に対し、本件収集運搬業の許可を取り消す処分（以下「本件収集運搬業の許可取消処分」という。）、本件処分業の許可を取り消す処分（以下「本件処分業の許可取消処分」という。）及び本件各処理施設の設置許可を取り消す処分（以下「本件各処理施設の設置許可取消処分」とい、本件収集運搬業の許可取消処分及び本件処分業の許可取消処分と併せて「本件各許可取消処分」という。）をした。

（「G第a号達」と題する通知文書）

- (5) 審査請求人は、令和3年5月6日、環境大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件各許可取消処分を不服として本件審査請求をした。

（補正前の審査請求書、補正後の審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和5年8月30日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件各許可取消処分の取消しを求める。

(1) 焼却禁止の例外の該当性

本件立入検査が行われた日（令和2年5月20日）は、寒かったことから、屋外で作業をしていた審査請求人の従業員に暖を取らせるために、木くずを燃やしたのであり、本件焼却は、廃棄物処理法施行令14条5号に規定する「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」に該当する。

(2) 明確性の原則違反

廃棄物処理法施行令14条は、焼却禁止の例外の一つとして、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」を掲げている（5号）。これにより、一般的に、暖を取るための木くずの焼却、キャンプファイヤー等は、焼却禁止の例外に該当し、禁止されていないと解されている。本件各許可取消処分は、不利益処分であるから、処分庁において、本件焼却が上記の「暖を取るための木くずの焼却」とどこが異なるのかについて、その線引きを明確にしなければならない。しかし、処分庁は、その線引きを明確にすることができないでいるから、廃棄物処

理法16条の2の焼却禁止規定自体が明確性の原則に違反し、無効とすべきである。このように、本件各許可取消処分は、その根拠規定である廃棄物処理法16条の2が無効であるから、違法である。

(3) 比例原則違反

ア ある目的を達成するために、必要最小限度を超えた不利益を課すような手段を用いることは、比例原則違反であって、裁量権を逸脱濫用したものである。廃棄物処理法16条の2違反の不法焼却は「許可の取消し」とするという処分庁の内部基準（平成25年11月1日付け循環第b号H局循環型社会推進課廃棄物担当課長通知「産業廃棄物不利益処分要綱の改正について」の別紙「産業廃棄物等不利益処分要綱」をいう。以下「本件不利益処分要綱」という。）があるからといって、不法焼却の態様の軽重にかかわらず、「許可の取消し」をすることは、違法である。

本件では、①審査請求人には、廃棄物処理法16条の2（焼却禁止）に違反した前歴が一切ないこと、②本件焼却は、わずか36キログラムの木くずを一つのコンクリート管（直径700ミリメートル）で燃やしたにすぎず、軽微な焼却の範囲から逸脱するものではないこと、③本件焼却の動機が従業員に暖を取らせるためであったことを総合考慮すれば、短期間の「業務の停止」はやむを得ないとしても、それを超えて「許可の取消し」をすることは、比例原則に違反する。

イ 本件不利益処分要綱は、不法焼却の全てを「許可の取消し」としているのではなく、「許可の取消し」は、違反行為をしたときで特に情状が重いときに限定しているし、違反行為に対する処分の量定に当たっては、①違反行為の態様や回数、②違反行為による影響、③対象者の是正可能性等の諸事情を考慮し、処分を「許可の取消し」から「90日間の事業の停止」に軽減することができるとしている。

本件では、①違反行為の態様は重大ではなく、審査請求人は過去に同様の事実で指導等を受けたことはなく、②審査請求人には、社会的影響力はないから、違反行為による影響もなく、③審査請求人は、今後、違反行為をしないと誓約しているにもかかわらず、処分庁において、これらの点を考慮した形跡がないから、本件各許可取消処分は、比例原則に違反する。

(4) 公平性の欠如

審査請求人の所在地であるB地で過去に発生した業者による本件と同様の不法焼却事案においては、「許可の取消し」などの行政処分はされず、行政指導がされただけであるから、これらの事案と比べて、本件で「許可の取消し」をしたことは、著しく公平性を欠いている。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

なお、審査庁は、審査請求人の明確性の原則違反の主張及び公平性の欠如の主張に対し、次のとおり反論した。

(1) 明確性の原則違反について

廃棄物処理法16条の2は、廃棄物処理法25条が、廃棄物の不適正処理について取締りの実効性を挙げるため、それを罰則の対象とすることにしたことから、罰則の対象とすることになじまないものを焼却禁止の例外として定めたものと解される。このように廃棄物処理法16条の2が同条各号に例外を定めた趣旨やその規定ぶり、廃棄物処理法1条の目的等を考え併せれば、廃棄物処理法施行令14条5号に規定する「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」とは、「生活環境への影響が軽微で、かつ、社会生活において通常行われるものとして焼却を認める必要性が高い場合」をいうのであって、通常判断能力を有する者であれば、どのような焼却が同号に該当するかを判断することが可能であるから、廃棄物処理法施行令14条5号が明確性に欠けるとはいえない。

(2) 公平性の欠如について

審査請求人が主張する不法焼却事案は、特定することができなかったが、処分庁が提出した不法焼却事案と本件とを比べると、焼却した物や焼却の態様等が異なるから、本件で「許可の取消し」をしたことが著しく公平性を欠くとはいえない。

- 2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 焼却禁止の例外の該当性について

廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、その適正な処理等によって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし（1条）、この目的のために、原則として廃棄物を焼却してはならないとする一方で、生活環境への影響が軽微で、かつ、生活環境において通常行われるものとして焼却を認める必要性が高い場合にまで焼却禁止の規制を及ぼすことは不合

理であることから、焼却禁止に一定の例外を設けている（16条の2）。

したがって、焼却禁止の例外の一つを定めた廃棄物処理法施行令14条5号の「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」とは、日常生活を営む上で通常行われ、社会の慣習上やむを得ないと理解される程度の廃棄物の焼却、例えば、庭で落ち葉などを焼く程度の生活環境への影響が軽微なものをいうと解され、これに該当するか否かは、焼却行為者、焼却量、焼却場所等の様々な事情を総合考慮して判断すべきである。

これを本件についてみると、木くずを燃やしたのは産業廃棄物処分業者である審査請求人の役員であり、同人は廃棄物の適正な処理を求められる立場にあった者である。そして、燃やされた木くずは、審査請求人が排出事業者（事業活動に伴って廃棄物を排出する事業者をいう。以下同じ。）から受託した産業廃棄物であるコンクリートくず等に付着していたものであるが、審査請求人は、木くずの処分の許可を有していないから、その処分をすることができない。それにもかかわらず、審査請求人は、約150キログラム（審査請求人の主張によれば、36キログラム）の木くずを本件リサイクルセンターの敷地内にあるコンクリート管で燃やしている。以上の事情からすれば、本件焼却は、事業活動に伴って排出された産業廃棄物を焼却したものであり、庭で落ち葉などを焼く程度の生活環境への影響が軽微なものとはいえないから、廃棄物処理法施行令14条5号に該当しない。

なお、審査請求人は、本件焼却は従業員に暖を取らせるために行ったと主張するが、本件焼却は、上記の事情からすれば、廃棄物処理法施行令14条5号に規定する「たき火」に該当するといえないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(2) 比例原則違反について

廃棄物処理法14条の3の2第1項5号にいう「情状が特に重いとき」とは、不法投棄などの重大な違反行為をした場合や、違反行為を繰り返していて是正を期待することができない場合など、廃棄物の適正処理の確保という廃棄物処理法の目的に照らし、業務禁止命令等を経ずに、直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいう。そのため、「情状が特に重いとき」に該当するか否かは、違反行為の態様や違反行為による影響、違反行為者の是正可能性等の諸般の事情から判断され、この判断は、処分庁の

裁量に委ねられていると解される。

これを本件についてみると、審査請求人は、産業廃棄物処分業者であり、産業廃棄物処理基準に従って廃棄物の適正な処理をすることが求められる者であった。本件において審査請求人が燃やした木くずは、審査請求人が排出事業者から処理を受託したコンクリートくず等に付着していたものである。審査請求人は、木くずの処分の許可を有していないから、排出事業者から木くずを受け入れることはできない。したがって、受け入れた産業廃棄物に木くずが付着していた場合には、審査請求人としては、そもそも受入れ自体を断るか、又は木くずを排出事業者に速やかに返還するなどの対応をとるべきであった。それにもかかわらず、審査請求人は、そのような対応をとらず、敷地内にたまってしまった木くずをあえて燃やしたのであるから、本件焼却は、悪質性の高い重大な違反行為である。したがって、本件においては、処分庁に裁量権の逸脱濫用があったとは認められない。

加えて、本件焼却は、廃棄物の適正処理を通じて国民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという廃棄物処理法の目的（1条）を没却し、廃棄物の不適正処理を誘発する悪質性の高いものであるから、その違反の程度は重く、処分庁が「情状が特に重い」と判断した点に不合理な点はない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和3年5月6日
反論書の受付	: 同年7月21日
審査請求人への質問	: 令和4年7月13日 (反論書の受付から約11か月半)
審査請求人の報告書の受付	: 同月19日
処分庁への物件の提出依頼	: 同月26日
処分庁からの物件の提出	: 同年8月18日
審理員意見書の提出	: 令和5年7月31日 (処分庁からの物件の提出から約11か月半)
本件諮問	: 同年8月30日 (審理員意見書の提出から約1か月、本件審

査請求の受付から約2年4か月)

(2) そうすると、本件では、①反論書の受付から審査請求人への質問までに約11か月半、②処分庁からの物件の提出から審理員意見書の提出までに約11か月半、③審理員意見書の提出から諮問までに約1か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約2年4か月もの長期間を要している。しかし、上記①の審査請求人への質問は、審査請求人が反論書に記載した本件と同様の不法焼却事案について照会をしたものであるから、反論書の受付後、速やかにすべきであった。また、上記②については、処分庁から物件の提出を受けた後、審理員において更なる追加の調査をした形跡はうかがわれないから、審理員意見書の提出までに約11か月半もの期間を要したことは、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。さらに、上記③についても、諮問説明書は審理員意見書を引用した簡単な内容のものであるから、やはり期間を要し過ぎたといわざるを得ない。以上のとおり、上記①から③までの各手続については、上記の各期間を要したことに特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各許可取消処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、本件焼却が焼却禁止の例外を定めた廃棄物処理法施行令14条5号の「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」に該当するか否か（焼却禁止の例外の該当性）が問題となっている。

ア そこで、本件焼却について、焼却した物、焼却の態様、動機等を検討すると、以下のとおりである。

(ア) 処分庁は、令和2年5月19日、本件リサイクルセンターにおいて廃棄物を不法焼却しており、「周辺に霧がかかるほど煙と匂いが強い」との通報を受けた。

(不法投棄等に係る通報受理票)

(イ) 処分庁は、令和2年5月20日、本件リサイクルセンターに立入検査（本件立入検査）を行ったところ、10時頃、倉庫の裏で木くずを焼却していることを確認した。本件リサイクルセンターの現場管理者で審査請求人の専務取締役であったIは、処分庁の聴き取りに対し、次のとお

り供述した。

- ① 令和2年5月18日、19日及び20日の3日間、木くずを自分とアルバイト2名の3名で燃やした。
- ② 燃やした木くずは、産業廃棄物の処分のために持ち込まれた廃コンクリートなどに混じっていたものである。
- ③ 木くずは、分別して保管していたが、量が増えて、外部からもその保管状況が見えるようになったため、燃やすことにした。
- ④ 燃やした木くずの量は、3日間で4トントラック1台分くらいである。木くずは、まだ11トントラックで3台分くらい残っている。
- ⑤ 6、7年前に、専門業者に依頼して木くずを処分したことがあるが、11トントラック4台分で60万円かかった。

(産業廃棄物排出事業場等立入検査票(検査日:令和2年5月20日))

なお、令和2年5月20日に撮影された写真(「Xリサイクルセンター R2. 5. 20」と題する書面、再弁明書に添付の証拠資料7)には、木くずを焼却したコンクリート製の土管、大量の焼却灰、灯油が入ったポリ容器、木くずを運んだ缶7個、スノーダンプ3台及び猫車(一輪車)1台のほか、うずたかく山積みされた木くず等が写っている。

(ウ) 処分庁は、令和2年8月3日にも、本件リサイクルセンターに立入検査を行い、聴き取りをしたところ、1は、次のとおり供述した。

- ① 木くずを燃やしたのは、令和2年5月18日、19日及び20日の3日間である。燃やした時間は、18日と19日は9時頃から15時頃まで、20日は9時頃から10時頃までである。
- ② 木くずは、積んであった場所から一輪車及びオイルのペール缶で倉庫裏に運び、土管に入れて、少し灯油をかけて燃やした。木くずは、アルバイト2名が運び、自分が一人で燃やした。
- ③ 焼却した木くずの量は、一輪車で3台分とオイルのペール缶で6個分であり、3日間で合計約160キログラムであった。
- ④ 木くずは、処分を依頼されたコンクリートくずに混じっていたもので、分別して保管していたが、量が増えて、外部からも山盛りに保管しているのが見えるようになった。専門業者に処分を依頼するのが一番だとは思ったが、それにはお金がかかるため、燃やした。
- ⑤ 過去に、11トントラックで山盛り5台分の木くずの処分を専門業者に依頼したことがあるが、約60万円かかった。

(産業廃棄物排出事業場等立入検査票(検査日:令和2年8月3日)、
「B地 Xにおける不法焼却案件に係る聞き取り概要」と題する書面)
(エ) 1は、令和2年9月10日、処分庁に対し、同日付けの申述書を提出した。その記載内容は、次のとおりである。

- ① 審査請求人は、木くずの処分の許可を有していないため、木くずは、一時的に保管し、専門業者に処分を依頼する予定であったが、今回、本件リサイクルセンターの倉庫裏にある土管で燃やしてしまった。
- ② 木くずを燃やしたのは、令和2年5月18日、19日及び20日の3日間である。3日間とも9時頃から燃やし始め、18日と19日は15時頃まで、20日は10時頃まで燃やした。
- ③ 自分が、アルバイト2名に対し、一輪車やオイルのペール缶などで木くずを運ぶよう指示し、自分が灯油をかけて燃やした。
- ④ 燃やした木くずの量は、一輪車で2台分とオイルのペール缶で5個分であり、その量は、雨で水分を含んでいたこともあって、150キログラムくらいであった。
- ⑤ 過去に、11トントラック5台分くらいの木くずの処分を専門業者に依頼したことがあるが、がれきや泥などを除去することなく、それらが混じった状態で処分を依頼したため、60万円くらいかかった。今回、がれきや泥等を除去して、木くずの処分を依頼したところ、11トントラック約4台分を約5万円で処分することができた。今思えば、最初から、このように処分すべきであったと後悔しているが、本件焼却の当時は、がれきや泥などの除去に手間をかけることや、その処分に高額なお金をかけることに不条理を感じていたため、自分で木くずを燃やしてしまった。

以上によれば、本件焼却は、産業廃棄物である木くず(上記第1の1の(1)のイ)を燃やしたものであり、3日間にわたり、長時間をかけて行われたものであること、焼却した木くずの量は、3日間で合計約150キログラム又は160キログラムであり、大量の焼却灰が現場に残されていたこと、本件焼却の動機は、木くずからがれきや泥などを除去する手間を省くことや、それらの除去をしない場合にかかる処分費用を節約することであったことが認められるから、本件焼却が廃棄物処理法施行令14条5号の「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの」に該当しないことは明らかである。そして、審査請求人は、木

くずについては処分の許可を有していなかった（上記第1の2の(1)のイの(ウ)）にもかかわらず、本件リサイクルセンターの現場管理者で審査請求人の専務取締役であったⅠが指示して本件焼却を行ったのであり、本件立入検査が行われなければ、本件リサイクルセンターに積み上げられた木くずの量から判断して、本件焼却は、長期間にわたって継続されていた可能性が高いと考えられる。したがって、本件焼却は、悪質性の高い重大な違反行為であるというべきである。

イ これに対し、審査請求人は、本件焼却は屋外で作業をしていた従業員に暖を取らせるために行われたものであるから、廃棄物処理法施行令14条5号に該当すると主張する（上記第1の3の(1)）が、本件焼却について上記アで認定した諸事情（焼却した物及びその量、焼却の時間、焼却を指示した者、焼却の動機等）に照らせば、本件焼却が従業員に暖を取らせるためのものでなかったことは明らかである。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

なお、審査請求人は、①燃やした木くずの量は、実際には、30から40キログラム程度であり、正確に計ったところ、36キログラムであったと主張するほか、②Ⅰの申述書中の本件焼却の動機に関する記載の部分（上記アの(エ)の⑤）は、Ⅰが処分庁の職員から言われたことに従えば寛大な処分になると考えて、迎合的な言辞を記載したものであると主張する。しかし、処分庁の職員が焼却した木くずの量や本件焼却の動機について誘導したとは考えられないし、その誘導があったことをうかがわせる資料もないから、審査請求人の上記主張は、いずれも採用することができない。

(2) その他の審査請求人の主張について、以下、検討する。

ア 審査請求人は、廃棄物処理法施行令14条5号の規定は、どのような焼却がこれに該当するのか、その線引きが不明確であり、廃棄物処理法16条の2の焼却禁止規定自体が明確性の原則に違反し、無効であるから、当該規定を根拠とする本件各許可取消処分は違法であると主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、廃棄物処理法施行令14条5号の適用範囲については、同号が、「たき火」を例示した上で、「その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却」と規定しているから、通常の判断能力を有する者であれば、どのような焼却が同号に該当するかを判断することは可能であり、同号の規定が明確性に欠けるとはいえない。したがって、審査請求

人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人は、①審査請求人には、廃棄物処理法16条の2（焼却禁止）に違反した前歴が一切ないこと、②本件焼却は、わずか36キログラムの木くずを燃やしたにすぎず、軽微な焼却の範囲から逸脱するものではないこと、③本件焼却の動機は、従業員に暖を取らせるためであったことを総合考慮すれば、「許可の取消し」をすることは比例原則に違反するから、本件各許可取消処分は裁量権を逸脱濫用した違法な処分であると主張する（上記第1の3の(3)のア）。

本件不利益処分要綱によれば、廃棄物処理法16条の2違反の処分の内容は、「許可の取消し」とされているが、同条違反は、廃棄物処理法25条1項15号で刑罰の対象とされている重大な違反行為であるから、本件不利益処分要綱が同条違反を廃棄物処理法14条の3の2第1項5号及び15条の3第1項2号の「情状が特に重いとき」に該当するとして、処分の内容を「許可の取消し」としていることに不合理な点はない。また、本件焼却は、上記(1)のアのとおり、産業廃棄物処分業者がその処分の許可を有していない産業廃棄物を焼却したものであり、焼却した量が大量であって、分別の手間を省き、処分費用を節約するという動機で行われたものであるから、悪質性の高い重大な違反行為である。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

なお、審査請求人は、本件不利益処分要綱によれば、①違反行為の態様や回数、②違反行為による影響、③対象者の是正可能性等の諸事情を考慮し、処分を「許可の取消し」から「90日間の事業の停止」に軽減することができるにもかかわらず、処分庁においては、処分の軽減を考慮した形跡がないから、本件各許可取消処分は比例原則に違反するとも主張する（上記第1の3の(3)のイ）。

しかし、本件焼却は、上記(1)のアのとおり、本件リサイクルセンターの現場管理者で審査請求人の専務取締役であったIが指示して行われたものであり、本件立入検査が行われなければ、長期間にわたって継続されていた可能性が高く、悪質性の高い重大な違反行為であるから、処分の軽減を考慮する余地はないというべきである。そして、処分庁によれば、廃棄物処理法16条の2（焼却禁止）違反を理由とした行政処分において、「許可の取消し」を「事業の停止」に軽減した事例はないとのことである（再弁明書(2)）。したがって、審査請求人の上記主張は、採

用することができない。

ウ 審査請求人は、その所在地であるB地内で過去に発生した業者による本件と同様の不法焼却事案では、「許可の取消し」などの行政処分はされず、行政指導がされただけであるから、これらの事案と比べて、本件で「許可の取消し」をしたことは著しく公平性を欠いていると主張する（上記第1の3の(4)）。

処分庁から提出された物件（資料）によれば、B地内で発生した業者による不法焼却事案として立入検査が行われた件数は、3件であるが、物件1は、事務所内で排出される生活ごみ（主に、紙くず）を簡易型焼却炉で焼却したという事案であり、物件3は、事業場の敷地内に穴を掘り、会社で使用していたマットを焼却したという事案である。また、物件2は、立入検査時に事業場の敷地内の焼却炉に焼却灰のあることが確認されたが、当該焼却炉は、10年ほど前から使用されず、中に大量の焼却灰が残っている状態で処分のために保管されていたものであって、立入検査時には不法焼却は確認されなかったという事案である。

そうすると、上記の3件は、本件とは事案を異にしているから、これらの事案で、行政指導がされただけで、「許可の取消し」がされなかったことと比べて、本件で「許可の取消し」をしたことが著しく公平性に反するとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したところによれば、本件各許可取消処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美